

第4回八重瀬町公共施設等建設委員会 会議次第

○日 時 平成21年1月21日(水) 午後1時30分から

○場 所 八重瀬町役場本庁舎2階大会議室にて

1 新庁舎の候補地(現時点の5案)の現場視察について

(1 案・具志頭本庁舎、2 案・県南部工業高等学校、3 案・東風平環境改善センター、4 案・伊覇土地地区画整理事業地のタウンセンターゾーン内、及び 5 案・南部家畜セリ市場)

2 新庁舎候補地(5案)の敷地規模及び建設コストの比較検討について

3 その他

4 次回の公共施設等建設委員会の開催日時について

1) 新庁舎候補地の行政サービスの利便性及びまちづくりとの整合性の比較検討について

2) 東風平幼稚園の移転改築に伴う用地の選定について(諮問予定)

以 上

新庁舎の候補地案の募集について

現在、「八重瀬町公共施設等建設委員会」及び「八重瀬町新庁舎庁内検討委員会」において、本町の将来のまちづくりに適応する新庁舎の候補地(現時点では、1案・具志頭本庁舎、2案・県南部工業高等学校、3案・東風平環境改善センター、4案・伊覇土地地区画整理事業地のタウンセンターゾーン内、及び5案・南部家畜セリ市場)の選定を行っています。

つきましては、町民の皆様から、上記の5案以外に利便性や交通アクセス等がよく支障がないと思われる候補地等を募り、今後の候補地選定の参考にしていきたいと考えていますので、下記によりご提案をよろしくお願いいたします。

(八重瀬町役場ホームページに情報掲載 <http://www.town.yaese.okinawa.jp/yaese/>)

八重瀬町公共施設等建設委員会委員長 金城敏光
八重瀬町新庁舎庁内検討委員会委員長 伊集守和

1. 候補地募集の期間 : 平成21年1月20日(水)まで
2. 候補地の提案書様式 : 様式は自由ですが、①住所、②氏名、③電話番号、④位置と敷地がわかる図面、⑤提案理由をご記入ください。
3. 候補地の提案方法 : 持参していただくか、郵送(封書)、電子メール、ファックスのいずれかの方法で提出してください。
 - 1) 持参及び郵送の場合
〒901-0592 八重瀬町字具志頭659番地 八重瀬町役場企画財政課あて
 - 2) 電子メールの場合
電子メールアドレス kikaku@town.yaese.lg.jp あて
 - 3) ファックスの場合
ファックス番号 098-998-4745 八重瀬町役場企画財政課あて

留意事項

1. 提案書には、必ず住所と氏名をご記入ください。提案書に対しては個別での回答はできませんのでご了解ください。
2. 住所・氏名・電話番号の個人情報は、提案についての確認等がある場合に使用いたします。

以 上

新庁舎候補地(5案)

新庁舎候補地(4案)

新庁舎候補地(3案)

新庁舎候補地(2案)

新庁舎候補地(6案)

新庁舎候補地(1案)

八重瀬町新庁舎候補地(案)凡例

1案	八重瀬町役場本庁舎	字具志頭659番地	約7.800㎡
2案	南部工業高等学校	字富盛1338番地	約34.100㎡
3案	東風平環境改善センター	字東風平1014番地	約6.400㎡
4案	伊勢土地区画整理事業地内	字東風平1180番地 外9筆	約10.100㎡
5案	南部家畜セリ市場	字屋宜原240番地	約12.300㎡
6案	南部総合福祉センター	字東風平965番地	約6.100㎡

※移転予定がないため候補地案から除く

[illegible][illegible]

○新庁舎整備の目的

1. **現 状** 平成18年1月に東風平町と具志頭村との2町村が合併し、旧具志頭庁舎を本庁舎とし、旧東風平庁舎を支所とする分庁式体制で行政運営。



2. **問 題** 1) 住民サービスの低下、2) 業務効率の低下、3) 維持管理費が嵩む、4) 職員管理の阻害、5) 地震時の耐久性、6) 地域の活性化



3. **課 題** 1) 住民サービスの向上、2) 業務効率の向上、3) 維持管理費の削減、4) 職員の定員管理の適正化、5) 災害時の防災拠点、6) まちづくりへの貢献



4. **検 討** 1) 分庁式体制から統合式体制への検討
2) 新庁舎整備の可能性について検討 等



5. **提 案** 1) 新庁舎建設の是非について、「八重瀬町行政改革推進委員会」へ付議(平成18年10月に答申済)。
→ 庁舎を一本化し、組織・機構の集約化。
一つの窓口ですべての住民サービス。
2) 新庁舎の位置及び敷地の選定について、「八重瀬町公共施設等建設委員会」へ付議(平成20年10月に諮問し、審議中)。
3) 町民への情報提供と合意形成(住民公聴会等の開催)(予定)
4) 町議会へ付議(出席議員2/3以上の同意が必要)(予定) 等



6. **目 標** 庁舎を一本化し、組織・機構の集約化を進め、全ての住民サービスが一つの窓口で可能となること。



7. **目 的** スピーディーで質の高い住民サービスの提供
1) 「ワンストップ行政サービス」体制の構築
2) 質の高い行政サービス等の効率的な運営

○ 新庁舎整備の必要性和今後の進め方について

国の三位一体の改革などの今後のより厳しい財政状況のもと、現在の行政サービスを将来にわたり維持するため、平成18年1月に東風平町と具志頭村が合併し、八重瀬町が誕生しました。2町村が合併した意義は、両町村がより強固な行財政基盤を築き、効率的な行財政運営を行うことにより、社会変化に対応し質の高い住民サービスを提供することでした。

新町となり、八重瀬町の基本計画である「新町建設計画」（平成17年3月に東風平町・具志頭村合併協議会発行）に基に、地域特性を活かした、住民が誇りや自信を持てるまちを目指し進んできました。また、身の丈にあった行財政運営を行い、自立し持続する新町をつくるためには、行政の各分野においてムダを無くし、財政の健全化を確立するため、平成18年12月に「八重瀬町集中改革プラン」を公表し、「八重瀬町行政改革大綱」に掲げた重点事項を集中的かつ着実に推進するため改革目標に向かって努力してきました。

一方、現在まで本庁舎（旧具志頭村役場）と分庁舎（旧東風平町役場）との分庁舎方式で行政サービスを続けてきましたが、本町の北部地域の住民や自己車両のない高齢者等から、本庁舎の位置や路線バスの本数などの事由から、本庁舎までの行き来に時間等がかかり不便との声があり、住民の利便性や行政サービスの効率化や庁舎の維持管理コストの面から庁舎の一本化について検討するよう意見が上がっています。

このような状況のもと、平成18年10月の「八重瀬町行政改革推進委員会」からの「第1次八重瀬町行政改革大綱」において、本町の事務所の位置については、当分の間、旧具志頭村役場を本庁とし、旧東風平町役場を支所機能を有する分庁とする旨の協定が成されていますが、分庁方式は住民サービスの維持と収容面積などを考慮してとられた措置であることから、このことが組織や人の分散化につながり、結果として、定員管理の適正化や事務事業の迅速・効率的執行を阻害する要因となっているとし、また、両庁舎の維持管理費が年間約4千万円に達し、その内の2分の1が東風平庁舎の賃借料であることも留意する必要があると答申されています。また、合併の最大目的はスケールメリット（規模拡大による財政効果）の実現であり、このことは、庁舎を一本化し、組織・機構の集約化を進め、すべての住民サービスが一つの窓口で可能となる「ワンストップ行政サービス」の体制を構築する必要があると答申されています。現在の厳しい財政状況下で新庁舎建設は困難であることは承知しているが、新庁舎建設について一定の方向性を見いだすことは、将来のまちづくりを展望する上で有益かつ不可欠であり、今後、関係機関に十分に検討するよう意見が付されています。

また、「八重瀬町行政事務改善委員会」において分庁舎方式の課題について話し合いを行ったところ、①窓口業務は一本化し、②合併特例債を活用して新庁舎が建設できるかどうかの検討を行うために「新庁舎建設検討委員会（仮称）」を早期に立ち上げる必要があると意見が出されています。

そこで、今回、上記の意見等と「平成20年度八重瀬町長施政方針」による新庁舎整備の検討方針から、本町の厳しい財政状況下で合併特例債を活用し、全庁舎方式での新庁舎が整備可能かどうかの検討に着手致しました。今年8月には「新庁舎庁内検討委員会」を立ち上げ、新庁舎整備の必要性和可能性（規模と建設費用）について協議を行いました。

現在、学識経験者や各種団体の代表者から構成する「八重瀬町公共施設等建設委員会」で新庁舎の位置及び敷地の選定について諮問審議を行い、新庁舎の必要性、概算規模・建設費、候補地の検討指標、候補地の5案（1案・具志頭本庁舎、2案・県南部工業高等学校、3案・東風平環境改善センター、4案・伊覇土地区画整理事業地のタウンセンターゾーン内、及び5案・南部家畜セリ市場）について検討を開始しました。

今後、本候補地の比較検討と各候補地の課題・対応について、まちづくりからの観点や様々な角度から慎重に検討を行い、地方自治法第4条に定めている①住民利用に最も便利で、②交通の事情、③他の官公署との関係等を総合的に判断し、新庁舎の位置選定を進めて行きます。